２７生産第２４２１号
平成２８年１月２１日

日本青果物輸出促進協議会　会長　殿

農林水産省生産局園芸作物課長

輸出向け日本産ユリ産品に係る残留農薬及び重金属の基準値の遵守について

日本産青果物の主要輸出先である台湾においては、関係法令に基づき、青果物の輸入に際しては残留農薬及び重金属の検査が行われており、残留農薬及び重金属の基準値に違反した場合には、当該食品の廃棄・積み戻しのみならず、食品検疫のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロットでの食品検査の義務付け（検査費用の自己負担）等の措置が講じられます。

こうした中で、日本と台湾では残留農薬及び重金属の基準値が異なることから、日本から輸出された青果物が台湾で不合格になる事例が発生しているところであり、今般、台湾側から、日本産ユリ産品について残留農薬あるいは重金属の違反が見られたため、再発防止措置を行うよう指摘を受けたところです（別紙）。

台湾をはじめとする輸出先への青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、貴団体におかれましては、下記の内容について、会員の方々に対して周知徹底を図って頂きますとともに、国内の関連輸出業者にも広く周知して頂きますよう、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

１　海外へ青果物を輸出しようとする事業者は、必要に応じて、輸出先国の残留農薬及び重金属の基準値に適合した製品であることを確認するため、分析を実施すること。

２　１により当該品目が輸出先国の残留農薬及び重金属の基準値に適合しない場合には、輸出は行わないこと。

（別紙）

台湾からの指摘事項（概要）

２０１５年５月から１１月までの期間において、ユリ産品（ユリ根）について、６ロットの残留農薬あるいは重金属の違反があったため、改善予防措置を実施されたい。

【違反農薬及び重金属】

・Triflumizoole（トリフルミゾール）
・Fluazinam（フルアジナム）
・カドミウム

（参考）台湾の残留農薬基準に関する情報
（台湾衛生福利部食品薬物管理署ホームページ）
https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520